

平成23年 6 月 秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 条 例 案 」 3 件	
1	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件	○改正理由 国家公務員の一般職の職員の退職手当に準じ、公庫等の職員として在職した者に係る退職手当の額の計算に用いる利率を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 昭和48年 5 月17日前に退職手当の支給を受けて退職し、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて市の職員となった者に係る退職手当の額の計算に用いる利率を改める。 ○施行期日 公布の日から
2	秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成23年総務省令第25号）：平成23年3月31日公布、同年4月1日施行	○改正理由 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令の一部改正（平成23年総務省令第25号）に伴い、固定資産税の課税免除の適用期限を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 産業集積区域内における固定資産税の課税免除の適用期限を2年間延長するもの ○施行期日 公布の日から
3	秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 南部ニュータウン大野地区整備計画区域における建築物の用途の制限等について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 南部ニュータウン大野地区整備計画の区域をこの条例を適用する地区整備計画の区域とする。 2 南部ニュータウン大野地区整備計画区

		域における建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等を規定する。 ○施行期日 公布の日から。条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例による旨の経過措置を規定する。
	「 単 行 案 」 6 件	
4	字の区域を設置する件	○県営ほ場整備事業（河辺赤平地区）の施行に伴い、字の区域を設置するため、議会の議決を求めようとするもの

		・契約金額 181,545,000円 ・契約先 長谷駒・石川建設工事共同企業体 ・工期 平成24年3月23日まで ・工事概要 - 校舎改築工事 - 鉄筋コンクリート造3階建て - 建築面積 503.41㎡ - 延べ面積 888.95㎡ - 既存校舎改修工事 - 防火設備設置・改修、一部内外装改修等 - 外構工事 - 外部通路舗装工事 等 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
7	市道本田妙法線本田橋架替工事請負契約を締結する件	○市道本田妙法線本田橋架替工事請負契約を締結しようとするもの ・工事場所 秋田市雄和田草川字本田地内 ・契約金額 169,050,000円 ・契約先 中田・伊藤特定建設工事共同企業体 ・工期 平成24年3月16日まで ・工事概要 - A1橋台工 1基 - P1橋脚工 1基 - P2橋脚工 1基 - 旧橋台撤去 1基 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
8	水槽付消防ポンプ自動車を購入入れる件	○水槽付消防ポンプ自動車を購入入れようとするもの ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 43,627,500円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 平成24年3月15日 ・主要諸元 - 条 件 水槽付消防ポンプ自動車 - 全 長 7,000mm以下 - 全 幅 2,500mm以下 - 乗車定員 6名 - 水槽容量 2,000リットル ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

9	水槽付消防ポンプ自動車を購入入れる件	○水槽付消防ポンプ自動車を購入入れようとするもの ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 43,890,000円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 平成24年3月15日 ・主要諸元 条 件 水槽付消防ポンプ自動車 (I-B型) 全 長 7,000mm以下 全 幅 2,500mm以下 乗車定員 6名 水槽容量 1,500リットル ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
「 予 算 案 」 3 件		
10	平成23年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
11	平成23年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件	
12	平成23年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）の件	
「追加提案」		
「 人 事 案 」 2 件		
13	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員畠山信雍氏の辞任（平成23年1月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
14	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員吉田明子氏の辞任（平成23年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項